

準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 準学校法人の寄附行為の認可等については、関係法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>(認可の方針)</p> <p>第2条 準学校法人は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 設置する学校の収容定員は、80人以上であること。</p> <p>(2) 学校の経営が営利企業的でないこと。</p> <p>(3) 学校の継続性や安定性が確保できる、健全な経営が行われていること。</p> <p>(基本財産の保有)</p> <p>第3条 準学校法人は、その設置する学校に必要な校地、校舎その他の施設及び設備（以下「基本財産」という。）を法人設立時までには保有又は整備しなければならない。</p> <p><u>2 前項の基本財産は、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 校地については、次のいずれかの場合に該当していること。</u></p> <p><u>ア 国又は地方公共団体からの借用であること。</u></p> <p><u>イ 借地借家法（平成3年法律第90号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。</u></p> <p><u>(2) 校舎については、国又は地方公共団体から借用する場合であって、所有権</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 準学校法人の寄附行為の認可等については、関係法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>(認可の方針)</p> <p>第2条 準学校法人は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 設置する学校の収容定員は、80人以上であること。</p> <p>(2) 学校の経営が営利企業的でないこと。</p> <p>(3) 学校の継続性や安定性が確保できる、健全な経営が行われていること。</p> <p>(基本財産の保有)</p> <p>第3条 準学校法人は、その設置する学校に必要な校地、校舎その他の施設及び設備（以下「基本財産」という。）を法人設立時までには保有又は整備しなければならない。</p> <p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p><u>を移転することが困難であり、20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</u></p> <p><u>(3) 設備については、借用の契約が締結されていること。</u></p> <p>(設立資金)</p> <p>第4条 基本財産の取得に必要な資金は、準学校法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）の自己資金によらなければならない。<u>ただし、特別の事情があり、教育上支障のないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、資金の一部を借り入れることができる。</u></p> <p><u>(1) 借入先が、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人静岡県職業教育振興会又は銀行、信用金庫若しくはこれらに準ずる金融機関であること。</u></p> <p><u>(2) 借入金額が、校地又は校舎の取得費の3分の1以内、又は当該学校の総負債額が、総資産額の3分の1以内であること。</u></p> <p><u>(3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額（利息を含む。）が、帰属収入の20%以内であること。</u></p> <p><u>2 校地又は校舎の取得に係る前項の負債に関しては、前条の規定にかかわらず、校地又は校舎に抵当権を設定することができる。</u></p> <p>(運用資金)</p> <p>第5条 設立者は、認可申請時において、学校の開設年度の経常的経費の6分の1に相当する運用資金を保有していなければ</p>	<p>(設立資金)</p> <p>第4条 基本財産の取得に必要な資金は、準学校法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）の自己資金によらなければならない。<u>ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合で、かつ、設置する専修学校又は各種学校に係る設置認可等審査基準に規定する学校の設置に係る資金の一部を借り入れることができる要件に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) ～(3)削除</p> <p>2 (削除)</p> <p>(運用資金)</p> <p>第5条 設立者は、認可申請時において、学校の開設年度の経常的経費の6分の1に相当する運用資金を保有していなければ</p>

改正前	改正後
<p>ばならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第3条第2項のただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用し、専修学校又は各種学校を設置する場合は、当該学校に係る設置認可等審査基準に規定する運用資金について、預金等容易に換価可能な資産として保有していなければならない。</u></p> <p>(役員及び評議員)</p> <p>第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。</p> <p>2 役員定数は、理事6人以上及び監事2人以上とする。</p> <p>3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。</p> <p>4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。</p> <p>5 監事は、原則として評議員と兼ねていない者とする。</p> <p>6 理事である評議員以外の評議員は、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第7条 役員及び評議員は、常勤の理事、校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬を受けてはならない。</p> <p>(寄附行為認可申請書の提出)</p> <p>第8条 設立者は、学校の開設年度の前年度の12月末までに寄附行為認可申請書を</p>	<p>ばならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用し、専修学校又は各種学校を設置する場合は、当該学校に係る設置認可等審査基準に規定する運用資金について、預金等容易に換価可能な資産として保有していなければならない。</u></p> <p>(役員及び評議員)</p> <p>第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。</p> <p>2 役員定数は、理事6人以上及び監事2人以上とする。</p> <p>3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。</p> <p>4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。</p> <p>5 監事は、原則として評議員と兼ねていない者とする。</p> <p>6 理事である評議員以外の評議員は、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第7条 役員及び評議員は、常勤の理事、校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬を受けてはならない。</p> <p>(寄附行為認可申請書の提出)</p> <p>第8条 設立者は、学校の開設年度の前年度の12月末までに寄附行為認可申請書を</p>

改正前	改正後
<p>県に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成29年12月27日から施行し、改正後の第 5 条第 2 項は、同日以後に認可するものから適用する。</p>	<p>県に提出しなければならない。</p> <p><u>(準学校法人の運営)</u></p> <p><u>第 9 条 寄附行為認可後の準学校法人の運営</u>にあつては、<u>第 2 条から第 7 条までを遵守しなければならない。</u></p> <p>附 則 この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成29年12月27日から施行し、改正後の第 5 条第 2 項は、同日以後に認可するものから適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、平成30年 8 月 7 日から施行する。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。